

大潟村公告第1号

農業振興地域整備計画の変更案の縦覧について

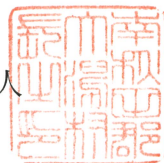
大潟農業振興地域計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

本村の住民は、同法第13条第4項で準用する同法第11条第2項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議あるときは、令和8年1月26日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に村にこれを申出することができる。

令和8年1月26日

大潟村長 高橋 浩 人



1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 令和8年1月26日 （午前8時30分～午後5時）
至 令和8年2月25日 （午前8時30分～午後5時）

2. 農用地利用計画の案の縦覧場所

大潟村産業振興課産業班
南秋田郡大潟村字中央1番地1

3. 農業振興地域整備計画の案に対する意見書について

- (1) 提出先 大潟村役場 産業振興課 産業班
- (2) 提出方法 意見書を記載した書面を郵送、FAX 又は持参により提出
- (3) 提出期限 令和 8 年 2 月 25 日
- (4) 意見書の処理方法 意見書に対する個別の回答は行わず、整備計画を公告する際に意見書の要旨及び処理結果を併せて公告する。
- (5) 注意事項
 - ① 意見書の提出の際には、住所、氏名及び職業を記載すること（法人にあっては、法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載のこと）。
 - ② 整備計画の変更案以外については、意見書の提出をしてはならない。

4. 農用地利用計画の案に対する異議について

- (1) 申出先 大潟村役場 産業振興課 産業班
- (2) 提出方法 意見書を記載した書面を郵送、FAX 又は持参により提出
- (3) 提出期限 令和 8 年 3 月 12 日（注：公告期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内）
- (4) 注意事項 異議申出の対象となるのは、農用地利用計画の案に係る部分のみである。